

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書				連 事 年	結 業 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各連結法人における試験研究費の額				1	円	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額	平均売上金額 (別表六の二(七)「5」)	6	円
試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額	各連結法人における比較試験研究費の額 (別表六の二(七)「10」)			2			平均売上金額の10%相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7	
	試験研究費の個別増加額 (1)－(2)			3			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1)－(7)	8	
	試験研究費の個別増加額の合計額 (各連結法人の(3)の合計)			4			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(8)の合計)	9	
	試験研究費の増加額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」 $\times \frac{(3)}{(4)}$)			5			平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (別表六の二(六)「21」 $\times \frac{(8)}{(9)}$)	10	
							当期控除額の個別帰属額 ((5)の金額又は(10)の金額)	11	

別表六の二（六） 付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第7項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》又は平成29年改正前の措置法第68条の9第4項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定

の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。